

第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進 委員会運営要領、委員名簿

第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会運営要領

(目 的)

第1条 この要領は、鳥取県附属機関条例（平成25年10月11日、鳥取県条例第53号）別表第1に掲げる鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会（ただし、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間にかかるもの。以下「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者、事業関係者、専門職及び利用者の意見を計画に反映させること
- (2) 計画の推進状況を注視し、有識者、事業関係者、専門職及び利用者の意見を進捗に反映させること
- (3) このほか、高齢者福祉施策に関する重要課題の検討

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員20名で組織する。

- 2 委員の任期は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 策定委員会には、分科会及び分科会委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を統括し、代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 策定委員会議は、福祉保健部長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 福祉保健部長又は委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 策定委員会の庶務は、福祉保健部長寿社会課において行う。

(そ の 他)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長寿社会課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第6期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

(50音順 敬称略)

氏 名	所属・役職
石 賀 純 子	倉吉市長寿社会課認知症地域支援推進員
井 手 添 陽 子	鳥取短期大学幼児教育保育学科・准教授
岩 井 里 美	日南町福祉保健課 日南町地域包括支援センター主任社会福祉士
大 屋 道 子	訪問看護ステーションハートケア管理者
金 田 弘 子	日本認知症グループホーム協会鳥取県支部理事 森本外科・脳神経外科医院副院長・看護部長
川 上 強 志	琴浦町福祉課・課長
小 林 良 守	鳥取県社会福祉協議会地域福祉部長
齊 下 美 智 子	米子市福祉保健部次長兼長寿社会課長
末 吉 徳 二 郎	一般社団法人権利擁護ネットワークほうき理事 西部後見サポートセンターうえるかむ事務局長
鈴 木 妙	鳥取県看護協会訪問看護ステーション所長
竹 川 俊 夫	鳥取大学地域学部・准教授
竹 田 伸 也	鳥取大学大学院医学系研究科・講師
竹 本 匡 吾	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会世話人 社会福祉法人地域でくらす会副理事長
田 中 彰	鳥取県老人保健施設協会副会長、医療法人賛幸会・社会福祉法人賛幸会 理事長、医師
中 島 陽 一	鳥取市福祉保健部次長兼高齢社会課長
藤 原 紀 子	YMCA米子医療福祉専門学校介護福祉科科长 鳥取県介護福祉士会監事
村 尾 和 広	社会福祉法人福生会 介護老人福祉施設三朝温泉三喜苑施設長
山 代 豊	鳥取赤十字病院医療社会部長・外科副部長
吉 野 立	鳥取県認知症の人と家族の会鳥取県支部・代表世話人
渡 辺 憲	社会医療法人明和会医療福祉センター理事長・渡辺病院長 鳥取認知症疾患医療センター長、鳥取県医師会副会長

鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画
～鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン～
第6期[平成27～29年度]

平成27年5月発行

編集・発行 鳥取県福祉保健部長寿社会課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7860 ファクシミリ 0857-26-8127